

(設置)

第1条 追手門学院教育振興会(以下「教育振興会」という。)会則第5条に基づき、追手門学院大学教育後援会(以下「本会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本会は、追手門学院大学(以下「大学」という。)における教育及び研究活動を援助することを通して、大学の充実と発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究活動に対する援助
- (2) 教育環境の整備に対する援助
- (3) 会員の親睦
- (4) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学部学生の保証人又はこれに代わる者
- (2) 特別会員 大学に勤務する教職員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 委員 18名以内

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、学長及び副学長をもってあてる。

(役員及び顧問の任務)

第8条 役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理し、1名は財務課長をもって充てる。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 委員は、会務を処理する。
- (6) 顧問は、必要に応じて会議に出席し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。

(役員選任)

第9条 役員は、正会員及び特別会員の中から選出する。

- 2 会長は、学長が選出し、実行委員会の議を経て、学長がこれを委嘱する。
- 3 副会長、会計、会計監査及び委員は、実行委員会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4 会長は、役員候補者推薦委員会を設置し、前項に規定する役員候補者を実行委員会に推薦することができる。
- 5 役員候補者推薦委員会は、会長、副会長、会計及び会計監査で構成する。

(会議)

第10条 本会に、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、役員をもって構成し、会長が議長となる。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育振興会会則に定める役員会(以下「役員会」という。)から委任された事項
 - (2) 本会の事業
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 副会長、会計、会計監査及び委員の選出
 - (5) その他会務の執行に関する事項
- 4 実行委員会の定足数は、役員過半数とする。決議は、出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合は、会長が決する。

(会員総会)

第11条 会長は、会員総会を年1回開催し、事業計画等の重要な事項を審議決定する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時に会員総会を開くことができる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の事業費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(慶弔費)

第13条 会員の慶弔に関する取扱基準は、別に定める。

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、役員会の議を経て、[追手門学院教育振興会会則](#)に定める総会の承認により行う。

附 則

1 この規約は、2014年7月5日から施行する。

2 [追手門学院大学教育後援会規約](#)(1977年8月8日制定)は、2014年7月4日をもって廃止する。

3 この規約の施行の際、旧規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとし、その者の任期は、旧規約に定める期間とする。

附 則

1 この規約は、2018年7月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、改正前の規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとする。

附 則

1 この規約は、2019年7月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、改正前の規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとする。

附 則

この規約は、2020年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。